



## 【危険物運搬車両に対する路上立入検査を実施】

燕・弥彦総合事務組合消防本部では、11月12日に燕警察署、新潟県防災局消防課高圧ガス保安係及び三条保健所と合同で、危険物等を運ぶ車両に対する路上立入検査を実施しました。

当日は、危険物移動タンク貯蔵所（タンクローリー）、危険物運搬車両や高圧ガス運搬車両など計5台を検査し、法令で定める基準等に合致しているかどうかを確認しました。

ガソリンや灯油などの危険物、LPガスなどの高圧ガスは現代では欠くことのできない重要なエネルギーですが、ひとたび事故等が発生すれば社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

今回検査した車両の中には、法令の基準に合致しない車両が1台（消火器、携行品の未積載）あったものの、その他の不備はありませんでした。

ドライバーにも事故防止に協力してもらうようお願いするとともに、消防では悲惨な事故を防ぐため、今後も立入検査等を実施していきます。